（職業安定法施行規則の一部改正）

第四条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第４号

（Ａ列４）

届出制手数料変更命令通知書

（氏　名）　　殿

令和　　年　　月　　日付け届出のあつた職業安定法第32条の３第１項第２号の手数料について、同条第４項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　　印

記

許可番号	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から６箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して１年以内）に提起することができる。